

松村通信第126号

2022年3月15日
松村勝弘

非正規へのコロナ直撃

低賃金非正規雇用、そしてコロナ禍 「松村通信」第133～135号で、ここ数年低賃金の非正規雇用が増えており、その多くが女性労働者であることについて書いてきた。そしてエッセンシャル・ワーカーでもある彼ら彼女らが、今回のコロナ禍でもっとも大きな影響を受けたことは間違いない。

「2020年にはじまった新型コロナ危機は、日本の労働に甚大な影響を与えている。非正規雇用の大量解雇、シフトの削減や無補償の休業、さらには『3密』労働強要やテレワーク差別も顕在化している。これらの問題は一見するとコロナ禍独自の問題であるようにも見える。確かに、ここまで極端な休業・解雇はコロナウイルスまん延の劇的な影響によるものだ。だが、現出している諸問題は日本の労働の在り方の反映でもある。すなわち、今日の労働問題は、非正規雇用のワーキングプアや『ブラック企業』の低賃金・過重労働などこれまでの労働問題を引き起こしてきた日本社会の構造問題と連続した問題である。」

(今野晴貴[2021]『賃労働の系譜学 フォーディズムからデジタル封建制へ』青土社、19頁)

産業構造の転換と雇用の受け皿 振り返っておくと、この30年間に於ける産業構造の転換は相対的に製造業が衰退しサービス業が成長しているといえる。したがって図表1に見るように、製造業で失われた雇用をサービス

図表1 1990年度と2019年度の従業員数比較

		1990年度		2019年度	
		人数	割合	人数	割合
全産業		3,454	100.0%	4,123	100.0%
製造業	全規模	1,121	32.4%	920	22.3%
非製造業	全規模	2,333	67.6%	3,203	77.7%
小売業		550	15.9%	560	13.6%
サービス業		501	14.5%	2,788	31.0%
全産業	中小企業	2,123	61.5%	2,552	52.2%
製造業	中小企業	607	17.6%	394	8.6%
非製造業	中小企業	1,517	43.9%	1,799	43.6%
小売業		371	10.8%	270	6.5%
サービス業		373	10.8%	797	19.3%

(注1) 中小企業は、資本金5千万円以下の企業とする。
(注2) 2019年サービス業は純粋持株会社を除いた数値である。
(注3) 2004年度からそれまで小売業に含まれていた飲食業がサービス業に移行した。

業が受け止めていると言える。そのうち中小企業が受け入れた割合が高いこともわかる(図表1 矢印参照)。しかも、これら産業における非正規雇用割合、女性割合が高いのである。「松村通信」第124,125号で掲げた下記図表2を再掲しておこう。

図表2

産業	非正規割合労働者の多い産業における女性割合							
	男女計 正規雇用 割合	男女計 非正規雇用 割合	男性 割合	男 正規雇用 割合	男 非正規 雇用割合	女性 割合	女 正規雇用 割合	女 非正規 雇用割合
全産業	62.9%	37.1%	53%	77.9%	22.1%	47%	45.6%	54.4%
小売業	38.0%	62.2%	37%	60.6%	39.4%	63%	24.9%	75.1%
サービス業	56.9%	43.1%	41%	71.9%	27.9%	59%	46.4%	53.7%
宿泊業、飲食サービス業	25.2%	74.8%	36%	43.1%	56.0%	64%	15.2%	84.8%
生活関連サービス業、娯楽業	43.5%	56.5%	39%	57.6%	42.4%	61%	34.6%	65.4%
サービス業(他に分類されないもの)	51.1%	48.9%	58%	64.4%	35.6%	42%	32.9%	67.1%

2020年労働力調査年報より作成。

非正規・女性割合が高い業種では、非正規・女性賃金の低さもあって、人件費が安い。それらは低賃金企業なのである。前号でも示した下記図表3からそれがわかる。

図表3 従業員一人当たり給与・賞与・福利厚生費の業種別・規模別分布

資本金別	総額	(単位:万円)				
		1千万円未満	1~5千万円未満	5千万円~1億円未満	1億円~10億円未満	10億円以上
全産業	427	261	345	392	501	708
製造業	350	269	352	433	562	848
非製造業	392	260	343	361	484	616
小売業	331	205	347	356	385	378
サービス業	312	224	278	301	417	518
同上(除:PHC)	308	223	278	301	416	498
飲食サービス業	206	178	194	162	249	366

(注1) PHCは純粋持株会社。

(注2) 法人企業年報2019年度版より作成。

飲食サービス業における人件費の低さ、とりわけ中小企業の人件費の低さは際立っている。飲食サービス業の人件費206万円、就中資本金1千万円未満のそれは178万円。ということは月収が20万円に満たないということになる。コロナが直撃したのは、まさにこの層に対してであった。

「コロナ禍の被害が男性よりも女性に集中している要因として、……以下の3つのものが主に考えられる。第Ⅰの要因は、飲食・宿泊等、女性雇用者が多い業種に大きな被害が生じていることである。第Ⅱの要因は、6割弱の女性が雇用調整の対象になりやすい非正規雇用者として働いていることである。第Ⅲの

要因は、家事や育児負担の増加が女性の方に偏っていることである。」(周 燕飛[2021]「コロナショックと女性の雇用危機」『JILPT Discussion Paper 21-09』 <https://www.jil.go.jp/institute/discussion/2021/documents/DP21-09.pdf>) その通りである。

コロナの直撃 コロナが労働者にどのような影響を与えたかを「毎月勤労統計調査」により統計的に明らかにしたい。周知のようにコロナ禍では、緊急事態宣言や蔓延防止措置が取られ、外出制限や営業時間制限が行われ、飲食業を中心に大きな影響を被っていることは周知の通りである。これがそこで働く労働者にどのような影響を与えているのかを統計的にあきらかにする意義は大きいと思う。

図表4 コロナ禍での産業別就業形態別給与・労働時間
(事業所規模5人以上)

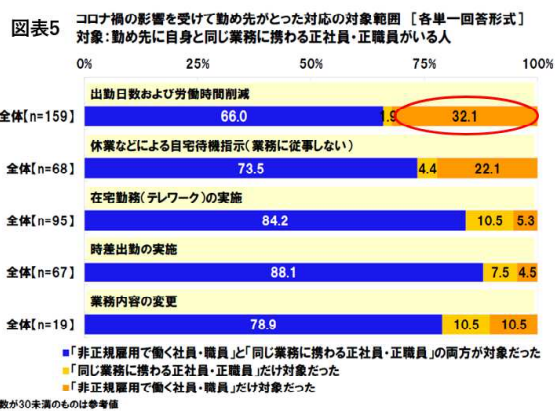
産 業	現金給与総額				総実労働時間			
	2020年		2021年		2020年		2021年	
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
就業形態計	円	%	円	%	時間	%	時間	%
調査産業計	318,387	-1.2	319,461	0.3	135.1	-2.8	136.1	0.6
製造業	377,884	-3.4	428,261	2.0	153.2	-4.1	155.9	1.8
飲食サービス業等	117,814	-8.9	218,633	1.3	85.8	-10.5	83.7	-2.4
一般労働者	円	%	円	%	時間	%	時間	%
調査産業計	417,453	-1.7	419,500	0.5	160.4	-2.6	162.1	1.1
製造業	416,982	-3.6	428,261	2.0	160.6	-4.1	163.5	1.9
飲食サービス業等	274,834	-6.2	278,633	1.3	160.0	-11.1	155.7	-2.7
パートタイム労働者	円	%	円	%	時間	%	時間	%
調査産業計	99,378	-0.4	99,532	0.1	79.3	-4.7	78.8	-0.7
製造業	121,971	1.6	124,024	1.7	105.8	-4.2	107.1	1.3
飲食サービス業等	71,693	-6.4	78,693	-1.4	64.2	-11.5	63.0	-1.8

(注) 「毎月勤労統計調査」令和2年分結果速報及び3年分結果速報、より作成。

図表4からわかるように、コロナがとりわけ飲食サービス業に大きな影響を与えていることがわかる。2020年には製造業その他産業にも大きな影響を与えたが、2021年には徐々に回復傾向がみられるが、飲食サービス業では給与・労働時間においてまだ前年比マイナスが続いている(赤丸囲み)。しかも調査産業全体で見ても(青四角囲み)、とりわけ2021年には一般労働者の労働時間は回復しているのに対して、パートタイム労働者は2021年になってもマイナスの影響が現れていることがわかる。コロナはまさに非正規雇用を直撃したのである。

しかも連合の調査によると、下記図表5からわかるように「コロナ禍により勤め先が行った“出勤日数・労働時間削減”は」勤め先に自身と同じ業務に携わる正社員・正職員がいる場合、「『非正規雇用で働く社員・職員』のみ対象だった」のが32.1%であった。正社員の労働時間削減を最小限に抑えて、真っ先に非正規雇用の削減を行ったのであった(連合[2021]「コロナ禍における非正規雇用で働く

人の実態と意識に関する調査 2021」『連合 Press Release』4頁 <https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20210617.pdf?24>)。



(注) 連合[2021]3頁より。

ここでの問題性はどこにあるのか。「非正規が『家計自立型』ではなく、『家計補助型』であることを前提に設計されたきたのである」(今野[2021]220頁)といわれているが、従来非正規が主たる収入者がいる主婦が家計補助のために働きに出るという前提で制度設計されていたので、シングルマザーのように彼女1人が家計を支えるという、近年増加傾向にある「家計自立型」非正規の生活の苦しさ(ワーキングプア)問題を解消できないことである。若い男性の非正規も増えてきている。そこへもってきての今回のコロナ禍である。「コロナ危機では、この[リーマン・ショック期に]『雇用の受け皿』『セーフティネット』になっていた飲食店などのサービス業が、休業によって真っ先に崩れてしまった」(今野[2021]222頁)。そういう問題なのである。最悪の結果として、下記報告がある。「残念なことに、20年の自殺者数は2万919人(警察庁と厚労省が21年1月22日発表の速報値)にのぼり、リーマン・ショック直後の09年以来、11年ぶりの増加に転じました。なかでも女性や若者の増加が目立ちます」(佐佐木由美子「コロナ休業支援金、5つの誤解解く 従業員の申請OK」『NIKKEI STYLE』2021/2/19、<https://style.nikkei.com/article/DGXMZO68920300Y1A200C2000000/>)という。

休業手当の不支給 さらにひどい話が続く。コロナ禍で従業員を休ませた場合、会社は休業手当を支払わなければならないが、これがどれくらい支払われているのだろうか。その政府統計調査が見当たらない。神奈川県

サイトでの Q&A を見ると、次のように書かれていた。

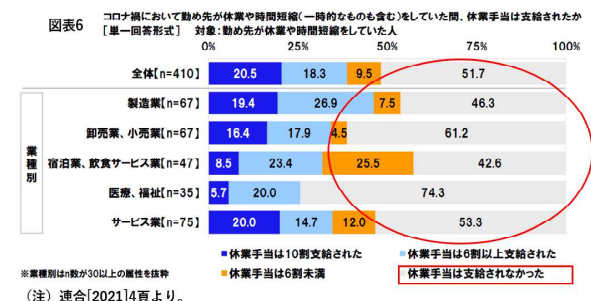
「Q. 社長から、新型コロナウイルスの影響で売上げが減少したので、しばらく休んでほしいと言われました。賃金は払われないのでしょうか。」

A. 労働基準法では、会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、労働者の最低限の生活の保障を図るため、会社は休業期間中に休業手当（平均賃金の 6 割以上）を支払わなければならないとされています。

また、新型コロナウイルスの影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当や賃金等の一部を助成する「雇用調整助成金」という制度がありますので、こうした制度があることを社長に紹介し、制度を活用した休業手当の支払いについて話し合ってみてください。」(https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/soudan/corona_kyugyou1.html)

回答を見るとわかるように、とりわけ中小企業経営者が制度をあまり知らないことが考えられる。厚生労働省のサイトを見ると、コロナ禍では休業手当支給義務が免除されるかの如き誤解を与えるような回答がなされてもいるが、大手企業でも問題ありの行動が見られる(今野[2021]313 頁、今野晴貴[2020]「非正規が 9 割でも『見殺し』の現実 コナミスポーツは時給社員に休業手当を一切『不支給』」https://news.yahoo.co.jp/byline/konnoharuki/20200512-00178114)。

その結果、休業手当不支給を示す調査結果がある。すなわち下記図表 6 からわかると

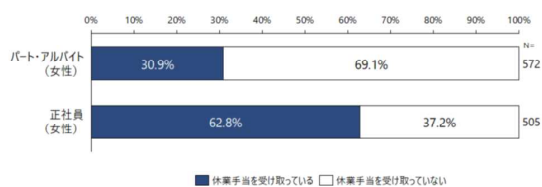


おり非正規雇用者に対する調査によると、「勤め先が休業・時間短縮していた人の 51.7%」が休業手当の支給状況について「支給されなかった」と答えている(連合[2021]4頁)。

当然のことではあるが、図表 7 に見るとお

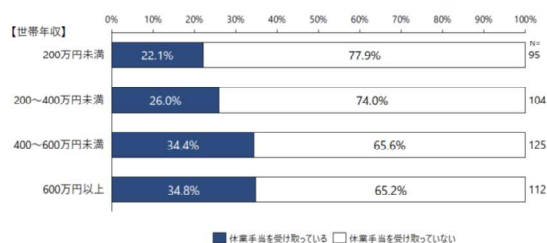
り、非正規女性パート・アルバイトの休業手当不支給率は 70 % 近くにも上っているものであり、しかも、図表 8 に見るとおり世帯年収が低い層ほど休業手当を受け取っていないのである(野村総合研究所[2020]「コロナにより

図表7 休業手当の受け取り有無
【休業中かつ実労働時間1割以上減の女性(雇用形態別)】



(注) 野村総合研究所[2020]5頁より。出所: NRI「コロナによる休業者の実態と今後の意向に関する調査」(2020年10月)

図表8 休業手当の受け取り有無
【休業中かつ実労働時間1割以上減のパート・アルバイト女性(世帯年収別)】



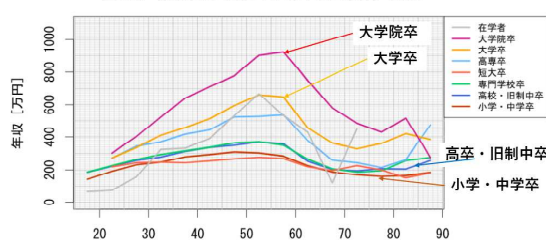
(注) 野村総合研究所[2020]6頁より。注: 世帯年収について「答えたくない/分からない」と回答した人を除く。出所: NRI「コロナによる休業者の実態と今後の意向に関する調査」(2020年10月)

休業中の正社員は、半数近くが休業手当よりも就業再開を希望『NRI NEWSRELEASE』https://www.nri.com/jp/news/newsrelease/1st/2020/cc/1118_2)。

このことは、年収は企業規模と相関があり(図表 3 規模別人件費比率参照)、学歴と年収に相関関係があることから(図表 9 参照)、悲し

性別 ● 総数 ○ 男 ○ 女

図表9 学歴別 有業者の年齢と平均年収の関係 総数



「平成29年就業構造基本調査結果」(総務省統計局)を加工して作成 (https://www.stat.go.jp/data/shuusyoku/2017/) https://statresearch.jp/nenshu/articles/education_01.html

いことに、休業手当を労働者個人でも申請できるという制度になっていても、手続きなど複雑で、中小企業で働く低所得層ほど、手当が必要な彼ら彼女らへのコロナ直撃度合いが高いことを示している。

失業者増加 その結果、彼ら彼女らはどう

なるかという、「休業時に賃金補償をまったく受けなかった労働者は、転職する傾向にはないが、失業・無業化する傾向が強い」（高橋康二[2021]「コロナ休業時の賃金補償と労働者のキャリア」『JILPTリサーチアイ』第62回、2021年5月11日、https://www.jil.go.jp/researcheye/bn/062_210511.html）。すなわち失業することになる傾向が強いわけである。

もっと直截的に、コロナ休業による解雇、雇い止めも後を絶たない。「厚生労働省は[2021年11月]10日、新型コロナウイルス感染拡大の影響で解雇や雇い止めにあつた労働者が、昨年2月からの累計で12万999人(9日時点、見込みを含む)になったと明らかにした。昨年に比べて増加のペースは緩やかになってきたものの、女性の失業期間が長期化する傾向も出ている」(「コロナで解雇や雇い止め、累計で12万人超に…女性の失業期間が長期化」『読売新聞オンライン』2021/11/11、<https://www.yomiuri.co.jp/national/20211111-OYT1T50063/>)という。厚生労働省サイトでの2022年3月4日集計分によると、解雇等見込み労働者数128,806人であり、解雇等見込み労働者数のうち非正規雇用労働者数59,009人であり、非正規についての集計は2020年5月25日以降のもので、それ以前は集計されていないので、非正規雇用労働者が50%程度が解雇ということは非正規が全労働者の37%(図表2参照)なので彼ら彼女らに影響が集中しているといえる(厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouseisaku1.html)。雇い止めや派遣切り、これに対する国の施策への提言もなされている(高橋賢司[2021]「コロナ禍における解雇・雇い止め(ウィズ・コロナ時代の労働市場)」『日本労働研究雑誌』63(4),36-42)。参考になるだろう。

コロナ感染リスク 悲しい話はそれだけではない。低所得層が働いている宿泊業、飲食サービス業では、当然のことながら在宅勤務などできないわけで(図表10参照)、彼ら彼女らは感染リスクを賭して働かざるを得ないのである。

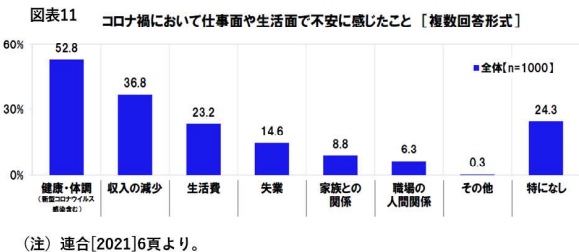
図表11に見るように、非正規雇用で働く彼ら彼女らは感染リスクにさらされ、健康・体調に不安を抱えながら、しかも時短や休業

図表10 コロナ禍により勤め先がどのような対応をとったか【複数回答形式】

	出勤日数 および労働 時間削減	在宅勤務 の実施	休業などによる 自宅待機 指示 (雇用比率 5%以下)	時差 出勤の実施	業務 内容の変更	その他	特になし
全体	1000	22.5	12.4	9.8	8.5	3.2	0.3
製造業	146	27.4	17.8	10.3	11.0	2.1	49.3
情報通信業	34	14.7	47.1	11.8	17.6	2.9	20.6
運輸業、郵便業	62	19.4	3.2	1.6	4.8	1.6	72.6
卸売業、小売業	170	17.4	5.3	9.2	6.5	3.5	69.4
金融業、保険業	39	17.9	17.9	12.8	12.8	2.6	48.7
宿泊業、飲食サービス業	68	52.9	29.4	2.9	8.8	-	41.2
生活関連サービス業、娯楽業	49	34.7	4.1	18.4	8.2	4.1	53.1
教育、学習支援	56	16.1	19.6	10.7	7.1	7.1	53.6
医療、福祉	105	16.2	5.7	6.7	3.8	1.0	76.2
サービス業	175	23.4	13.7	6.9	10.3	2.3	58.9
公務	30	13.3	23.3	6.7	16.7	6.7	56.7
その他	66	12.1	21.2	6.1	10.6	1.5	60.6

(注) 連合[2021]2頁より。

での収入減を恐れ、したがって生活面の不安を抱えているのである。



救済・啓蒙活動 もちろん、先の NPO 法人 POSSE 代表今野氏のように相談窓口を設けて救済活動を行っている人たちもいるし (<https://www.npoposse.jp/>)、啓蒙活動をしている人もいる(山本由里[2021]「わきまえず声を上げよう『私の休業に補償を』知っ得・お金のトリセツ(42)・国際女性デー特別編」『日経電子版』<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOMH044CR0U1A300C2000000/>)。このような活動に期待したい。

また、連合からは「新型コロナウイルスに関する労働相談 Q&A (2022年2月22日現在)」が提供され、新型コロナウイルスで戸惑う労働者の様々な疑問に答えている (https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/kizuna/data/covid19_qa.pdf?6012)。

新型コロナウイルス感染症パンデミックは、しかし、これまでの日本の社会制度などが抱えている様々な問題点を明らかにしたといえる。内閣府男女共同参画局「コロナ下の女性への影響について」(2021年12月)や『2021年版男女共同参画白書』の指摘など考えるべき点は多い。いずれ論じたい。

HP, FBを見て下さい。又何でも意見を。皆さんのご意見を歓迎します。HP (<http://www.ritsumei.ac.jp/~matumura/>) もご覧下さい。フェイスブックもやってます。また、メールで意見交換しましょう。メールをよこして下さい (matumura@mba.ritsumei.ac.jp)。